

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (特定建築物環境計画書の提出)</p> <p>第92条の3 条例第127条の4第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項の規定による</u>計画の通知の予定年月日</p> <p>(2) 工事完了の予定年月日</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第127条の4第1項の規定による提出は、特定建築物環境計画書(第36号様式)により行うものとする。 (特定外建築物環境計画書の提出)</p> <p>第92条の9 条例第127条の8第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項の規定による</u>計画の通知の予定年月日</p> <p>(2) 工事完了の予定年月日</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第127条の8第1項の規定による提出は、特定外建築物環境計画書(第37号様式の4)により行うものとする。</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (特定建築物環境計画書の提出)</p> <p>第92条の3 条例第127条の4第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法<u>第18条第2項に規定する</u>計画の通知の予定年月日</p> <p>(2) 工事完了の予定年月日</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第127条の4第1項の規定による提出は、特定建築物環境計画書(第36号様式)により行うものとする。 (特定外建築物環境計画書の提出)</p> <p>第92条の9 条例第127条の8第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法<u>第18条第2項に規定する</u>計画の通知の予定年月日</p> <p>(2) 工事完了の予定年月日</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第127条の8第1項の規定による提出は、特定外建築物環境計画書(第37号様式の4)により行うものとする。</p>